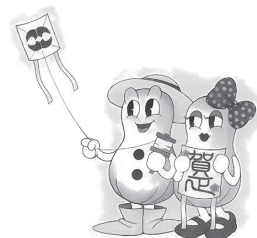


八街市 農業委員会だより

第42号
2025年1月発行



編集・発行／八街市農業委員会 八街市八街ほ35番地29 ☎443-1483(直通)



産業まつり



八街市議会との意見交換会



ブロック別合同研修会（神崎町）



産業まつり

皆様方におかれましては、本年がよい良い年でありますことをご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

昨秋は、大切な農地を守り、未来に向けてより良くするための話し合いの場を7地区で設け、多くの農業者の皆様にご参加いただきました。農業委員・農地利用最適化推進委員のほか、県農業事務所などの関係者も参加し、活発な意見交換が行われました。農業者の皆様からいただいた貴重なご意見を基に目標地図の素案を取りまとめ、地域計画の策定に向けて進んでおります。

今後、地域の皆様と共に歩み、農業の発展に寄与できるよう努めてまいりますので、引き続き皆様方のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本市では昨年度より「地域計画」の策定を進めております。

この計画は、地域の農業を持続可能なものとし、次世代に引き継ぐための重要な指針となります。具体的には、遊休農地の有効活用、新規就農者の支援、そして地域全体での農業振興を目指しています。

より本市の農業委員会活動に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。



新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、清々しい新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃

会長あいさつ

岩品 要助

農業委員会ホームページを開設しています。

八街市のHP <https://www.city.yachimata.lg.jp>

トップページ≫組織でさがす≫農業委員会事務局よりご覧いただけます。どうぞご利用ください。



農地利用最適化に関する意見書を提出しました

農業委員会は、令和6年7月12日、北村市長と山口議長へ農業委員会等に関する法律第38条の規定により「農地利用最適化の推進に関する意見書」を提出しました。

食糧需給の変化、生産資材価格の高騰、少子高齢化による遊休農地の増加など、農業を取り巻く諸課題に対処し、将来にわたって安心して暮らせる持続可能な社会を次世代に引き継いで守っていくため、市が取り組む必要性を述べ、特段の措置を講ずるよう要望を行いました。



(左から) 貫井副会長・北村市長・岩品会長



小菅委員長・山口議長・岩品会長・貫井副会長・小澤副議長

農地利用最適化の推進に関する意見書（抜粋）

1. 生産資材等価格の高騰対策
2. 国、県への要望活動
3. 女性農業者が活躍できる環境づくり
4. 農業機械の更新、スマート農業への支援
5. 就農者確保への取組み



経済建設常任委員と意見交換会を開催しました

本市農業の課題解決や改善に役立てるため、令和6年8月6日、八街市議会(経済建設常任委員会)の小菅委員長、角副委員長、加藤委員、小山委員に山口議長及び小澤副議長が加わり、農業委員会との意見交換会を開催しました。

農業委員会からは岩品会長、貫井副会長、山本元一委員、古市委員、望月委員、山本和秀委員、鶴澤委員が参加し、生産資材等の価格高騰や後継者問題など、様々な意見が出され、参加者間で農業を取り巻く状況の理解を深めました。

今後も農業委員会は、農業者皆様の代表として、農業の健全な発展につなげるよう、活動してまいります。

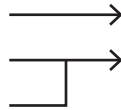


農地の貸し借りの手続きが変わります！

農地の貸し借りの手続には、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定（相対契約）、農地中間管理事業又は農地法第3条に基づく契約の3つがありますが、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、令和7年4月以降は、利用権設定（相対契約）での農地の貸借が廃止されます。

《 令和7年3月まで 》

- ①農地法第3条
- ②農地中間管理事業（農地バンク）
- ③農業経営基盤強化促進法



《 令和7年4月以降 》

- ①農地法第3条
- ②農地中間管理事業（農地バンク）

※農地バンクを経由した農用地利用集積等促進計画に一本化されます。

農地バンク活用には 各種メリットがあります！

貸し手のメリット	借り手のメリット
○賃料は農地バンクから確実に振り込まれる ○貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心 ○農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる	○まとまった農地を長期間、安定的に借受できる ○複数所有者から農地を借りる場合でも賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる ○貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

※相談またはお問い合わせ先

千葉県園芸協会（☎043-223-3011）または、市役所農政課（☎043-443-1402）

ストップ！ 違反転用

農地を農地以外の用途に使用する場合（転用）や農地の埋立て・盛土をする場合は、農業委員会への届出、又は千葉県知事の許可が必要となります。また、農地には遊休農地も含まれるとともに、登記簿の地目が農地以外（山林や雑種地など）であっても登記簿の地目のみによって判断されず、土地の客観的な状況（地目、現況、過去の経緯、利用状況等）によって、農地として判断される場合もありますので、ご不明な場合は事前に農業委員会にご確認下さい。

また、農地法の転用許可が必要であるにも関わらず、これを受けずに農地以外の用途に使用している場合は、違反転用となり、農地の所有者を含めて違反転用者には厳しい措置がとられることがあります。

農地法の
罰則



3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

※農業委員会事務局（☎043-443-1483）の他、印旛農業事務所（☎043-483-1129）
県農林水産部農地・農村振興課（☎043-223-2828）でも相談を受け付けています。

農業者年金に加入しませんか

農業者は広く加入できます

- ①年間農業従事60日以上
- ②国民年金第1号被保険者
- ③20歳以上60歳未満
(国民年金任意加入者は65歳まで)
であれば加入OK

少子高齢時代に強い積立方式
自分で積み立てて、
将来、自分で受け取ります

終身年金で
80歳まで保証付き!

保険料は月額2万円から
6万7千円の間で千円単位
で自由に決められます
※35歳未満で一定の要件を
満たす場合は月額1万円～

一定の要件を満たす
農業者には保険料の
補助制度もあります

途中脱退や再加入も
できます

公的年金ならではの
税制上の大きな優遇措置
①支払った保険料は
全額社会保険料控除
②運用益も非課税
③将来、受け取る年金も
公的年金控除の対象と
なります

☆農業者年金の受給額の試算

加入 年齢	納付 期間	保険料 納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	80万円	69万円	1,716万円	1,867万円
30歳	30年	720万円	53万円	46万円	1,139万円	1,238万円
40歳	20年	480万円	31万円	27万円	674万円	733万円
50歳	10年	240万円	14万円	12万円	301万円	327万円

※通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.00%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

☆保険料支払いによる節税効果(所得税・個人住民税・復興特別所得税)の目安

課税対象所得	税 率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払い分で控除される所得税+個人住民税+復興特別所得税の額の試算です。

全国農業 新聞



～農業・農政の情報誌～

全国農業新聞を購読しましょう

○毎週金曜日発行

○購読料 1ヶ月 700円

※お申し込みは、農業委員・農地利用最適化推進委員
または農業委員会事務局へ